

電力業界全体でのコンプライアンス徹底に向けた取組み

令和 2 年 7 月 2 日
電気事業連合会

- 一番の問題は「トップの認識不足」
 - ✓ 社長自らがリーダーシップを発揮してコンプライアンスを徹底することが重要
 - ✓ 今回の問題を決して風化させず、取り組みを継続していくことが必要

(5月22日、企業倫理等委員会にて各社社長で認識共有)

- 「今回の問題を決して風化させない、同様の事例を二度と発生させない」との認識のもと、各社が最大限努力
 - ✓ 企業倫理等委員会の設置
 - ✓ 各社のこれまでの取組み
 - ✓ 電事連行動指針の見直し
 - ✓ 各社の行動指針等への反映

- 電力10社（旧一般電気事業者）、電源開発、日本原子力発電、日本原燃の計13社の社長、電事連副会長に加え、社外有識者として弁護士1名に参画いただき、合計15名で構成。
- これまで7回にわたって、業界全体のコンプライアンス徹底に向けて議論。

| | |
|---------------------|---|
| 第1回 (2019.10.18) | ・金品受取りに関する各社の調査結果の共有 など |
| 第2回 (2019.11.15) | ・社外委員による講話 ・各社のコンプライアンス徹底に向けた対応状況の確認 など |
| 第3回 (2019.12.13) | ・他業界における贈答・接待に関する取扱事例の共有 ・各社のコンプライアンス徹底に向けた対応状況の確認 など |
| 第4回 (2020. 1.17) | ・他の業界団体におけるコンプライアンスの取組状況の共有 ・各社のコンプライアンス徹底に向けた対応状況の確認 など |
| 第5回 (2020. 2.14) | ・社外の弁護士による講話 ・各社のコンプライアンス徹底に向けた対応状況の確認 など |
| 第6回 (2020. 4.17) | ・関西電力第三者委員会の調査報告書、業務改善計画の共有 ・電力業界共通で取り組むべき事項 ・電事連行動指針の見直しの方向性 など |
| 第7回 (2020. 5.22) | ・経済産業省からの報告徴収に対する電力各社の報告内容の共有 ・電気事業連合会行動指針の見直し内容の確認 ・電力業界で今後取り組むべき事項の確認 など |

- 各社は、企業倫理等委員会での議論を踏まえつつ、自社の行動基準等を適宜見直すなど、コンプライアンス徹底に向けた取組みを進めている。

各社の接待・贈答に関する基準等

| 会社名 | 行動基準等 |
|-----|---|
| 北海道 | <u>社会的常識・儀礼の範囲を超える</u> 接待・金品の贈答その他の利益の供与を行うことや利益の提供を受けることは、絶対にしてはいけません。(中略) また、取引先等の社業関係者から金品を受領することは、社内外から癒着や不当優遇等の不適切な関係にあると受け取られかねないことから、来訪時における茶菓子等の手土産などを除き、厳に慎みましょう。 ※原則受領禁止であることを別途規定済み。 |
| 東北 | 役員および従業員は、 <u>社会通念上常識の範囲を超える</u> 取引先からの贈物および接待は受けません。贈物をする場合および接待する場合も同じです。 |
| 東京 | 私たちは、お客さまやお取引先などに対し、常に相手の立場にたって考え、誠実に接します。贈答や接待については、受ける場合、行う場合とも、 <u>良識の範囲内にとどめ</u> 、節度ある健全な関係を保ちます。 |
| 中部 | 贈収賄、横領、背任、 <u>不当・良識の範囲を超えた</u> 接待・贈答等の提供・受領、特定の者との癒着、特定の者の不当な優遇等をはじめ、あらゆる形態の腐敗行為を行わない。 |
| 北陸 | 取引先等からの贈物について、来訪時等における茶菓等の手土産を除き、 <u>個人として、贈物（中元・歳暮・祝い等）は受け取らない。</u> 取引先等からの接待を受ける場合や、取引先等へ贈物や接待を提供する場合については、 <u>慣習的な儀礼の機会に限るものとし、かつ常識的な範囲内の金額・回数に限るものとする。</u> |
| 関西 | <u>接待を受けてはならない。</u> ただし、事前承認のもと、 <u>会費制や定例会等における持ち回り負担となるものは対象外。贈答を受けてはならない。</u> ただし、 <u>行事や時候の挨拶等で配布されるノベルティは除く。</u> |

| 会社名 | 行動基準等 |
|------|--|
| 中国 | 取引先等に対し、 社会通念上儀礼の範囲を超える 贈与や接待等を行ってはならず、またこれらを受けてはならない。 |
| 四国 | 取引先との間での接待や贈答品の授受は、一般的なビジネス慣習や社会的常識の範囲内とするが、 取引先からの贈答品は来訪時の手土産等を除き原則として受け取らない。 |
| 九州 | 取引先などから贈答（中元・歳暮・昇進祝い・饂飩など）は受けない（来客時の手土産や常識的範囲の香典など 世間一般に行われているものを除く ）。社外に対して贈答を行う場合は、 通常の社交の程度の範囲内 とする。接待を行う又は受ける場合、 通常の社交の程度の範囲内 とする。 |
| 沖縄 | 取引先等との間において、 社会的常識の範囲を超える 贈答・接待の授受を行ってはならない。取引先等からの 贈答品の受領は原則禁止 とする。特に、現金や換金性の高い商品券等の受領は全て禁止とする。（来訪時における手土産、ノベルティ等は除く） |
| 日本原電 | <ol style="list-style-type: none"> 取引先から金品等を受け取らない。ただし、来訪時等における茶菓等の手土産、行事や時候の挨拶等で配付されるノベルティを除く。 取引先から中元や歳暮を受け取らない。 取引先から会食等の接待を受けない。やむを得ず受けざるを得ない場合においては、社交的儀礼の範囲内に限るものとし、かつ第三者に公正な業務の遂行を疑われるような行動をとらないよう留意する。 業務に関係のない社外者から接待を受ける場合においても、社交的儀礼の範囲を逸脱しないよう留意する。 当社から贈答や接待を行う場合は、社交的儀礼の範囲内に限るものとし、かつ第三者に公正な業務の遂行を疑われるような行動をとらないよう留意する。 |
| 電源開発 | 取引先への接待・贈答を行う場合は、 社交的儀礼の範囲内 とする。顧客や取引先等からの接待・贈答は原則として辞退する。やむを得ず応じざるを得ないときは、 社交的儀礼の範囲内で、かつ第三者に公正な職務の遂行を疑われない実施態様 によるものとする。 |
| 日本原燃 | 贈答や接待については、節度を持って 良識の範囲内 にとどめるとともに、こちらから決して求めません。 |

- 5月22日開催の企業倫理等委員会で以下の見直しを決定

電気事業連合会行動指針

II. 社会から信頼される事業者として

6. 誠実かつ公正な事業活動

- ・ 社会的良識をもって誠実かつ公正な事業活動を遂行する。また、政治、行政との健全かつ正常な関係を保つ。
- ・ 電気事業の公益性を常に意識し、お客さまや取引先、地域社会の皆さま等に対して、不当な利益の取得・提供を目的とした行為は行わない。

10. トップの責務

- ・ 経営トップは、本行動指針の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内に徹底するとともに、グループ企業や取引先にも周知を求める。また、社内外の声や好事例、社会情勢の変化等を常時把握し、実効ある社内体制の整備を行うなど、企業倫理の徹底について不断の取り組みを図る。

(注) 赤字は今回追記箇所

電気事業連合会行動指針の基本的施策

Ⅱ．社会から信頼される事業者として

6．誠実かつ公正な事業活動

- 企業倫理の徹底に向けた施策の推進・定着
(中略)

- 政治・行政との健全かつ正常な関係の維持

- 不当な利益の取得・提供を目的とした行為※の禁止

※・常識の範囲を超える接待・贈答・金品などの授受・供与

・工事の発注等に係る不適切な事前情報提供・事前発注約束

・合理性のない特命発注

・寄付金、協力金の不適切な支出 等

- 退任役員への委嘱・報酬等の適切性の維持

10．トップの責務

- コンプライアンスを重視した経営姿勢の社内外への表明および具体的取り組みの情報開示

(中略)

- 企業倫理の徹底についての不断の取り組み

(注) 赤字は今回追記箇所

- 各社は、引き続き、コンプライアンス徹底に向けた不断の取組みを進めていく。

※関西電力の取組みについては、この後同社から説明。

| 会社名 | コンプライアンス徹底に向けた今後の計画の内容 |
|-----|---|
| 北海道 | <ul style="list-style-type: none">・お客さま、株主、取引先を含めた社外関係者の信頼や期待を重視する視点を取り入れた<u>コンプライアンス教育</u>（研修、各種e-ラーニングなど）を実施するとともに、コンプライアンス教育の中で<u>適切な工事発注についても、周知徹底</u>を図っていく。・<u>役員との職場懇談会を実施</u>し、コンプライアンスがすべてに優先すること、円滑なコミュニケーションが重要であることなどの理解徹底を図っていく。・<u>金品受領の取扱いおよび対応に苦慮する場合は「コンプライアンス相談窓口」へ相談</u>することを定期的に周知し、徹底を図っていく。・具体的取組み内容は、<u>次年度、内部監査部門が状況を確認</u>。 |
| 東北 | <ul style="list-style-type: none">・<u>企業倫理・法令遵守委員会の定例・随時開催、取締役会・監査等委員会報告による活動状況等の把握、東北電力グループ大の活動方針に基づくPDCAの展開、「金品等授受に関する相談窓口」の適切な運用、社長メッセージ発信、役員向けセミナー</u>等、当社がこれまで取り組んできた内容を適切に実施し、今後とも、経営層が率先垂範し、コンプライアンスのさらなる徹底に向けた弛みない取組みを継続していく。 |
| 東京 | <ul style="list-style-type: none">・社外有識者を委員に含む<u>東京電力グループ企業倫理委員会を、今年度も年4回開催予定</u>であり、引き続き企業倫理を遵守した業務運営の実践・定着に向けて取り組んでいく。・また、2020年度は、<u>各種研修</u>（新入社員、役員、企業倫理担当者）や<u>企業倫理に関する意識調査、トップメッセージ、メールマガジン</u>によるコンプライアンス情報の配信、東京電力グループ<u>企業倫理相談窓口の周知・徹底</u>等に取り組むとともに、上記委員会で審議決定した、贈答に係る会社として返却する仕組みの周知・徹底を図っていく。 |

| 会社名 | コンプライアンス徹底に向けた今後の計画の内容 |
|-----|--|
| 中部 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ガバナンス&コンプライアンス・レビュー（外部アドバイザーによる経営層に対するガバナンス・コンプライアンスに関するインタビュー等）の実施</u> ・従業員に対する上記方針、ガイドライン、本件事案を織り込んだ<u>コンプライアンス研修の実施</u> ・電気事業連合会の企業倫理等委員会で共有された<u>良好事例等の活用</u> ・定期的実施している<u>従業員アンケートに、本件事案に関する質問項目を追加</u> ・<u>社外へのコンプライアンスに関する情報開示の充実</u> |
| 北陸 | <p>第三者委員会報告書および同社の業務改善計画の内容の精査、今後の関西電力の対応や電気事業連合会の企業倫理等委員会での議論も踏まえながら、適宜、<u>行動規範等のコンプライアンスに関する施策への反映の必要性</u>について、<u>コンプライアンス推進委員会等で検討を実施。</u></p> |
| 中国 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>研修（役員・幹部，管理職，階層別）、役員事業所訪問におけるコンプライアンス遵守の徹底（通年）、パソコン起動画面に役員メッセージを掲載（通年）、所属長による業務点検（8～9月）、職場実態・社員意識調査（7月）、不適切事案の水平展開（7月，1月）、コンプライアンス強調月間行事（11月）、内部通報窓口のPR（機会ある都度，適宜）</u> など実施予定。 ・これらを<u>企業倫理委員会に報告し，継続的に見直し予定。また，社内のコンプライアンスに関する指針についても電気事業連合会の企業倫理等委員会での検討結果等を踏まえ，先方が金品等の返却にどうしても応じない場合の対応を追加する</u>など，適宜見直しを行う予定。 |

| 会社名 | コンプライアンス徹底に向けた今後の計画の内容 |
|-----|--|
| 四国 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>贈答品受領に係る新たに整備した仕組みが適切に運用されているか、コンプライアンス推進委員会でフォロー</u>。また、<u>コンプライアンス社内外相談窓口、監査等委員会の「取締役のコンプライアンス違反に関する社内通報窓口」を適切に運用</u>。 ・今年度実施する<u>コンプライアンス教育を関電事案の内容も取り込み実施（7月～11月）</u>。 ・よんでんグループコンプライアンス推進協議会（6/2）を開催し、関電事案に関する情報共有。 ・<u>取締役会および監査等委員会にて、関電事案を踏まえた当社の対応状況等を引き続き適時・適切に報告</u>。 |
| 九州 | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>コンプライアンス経営の徹底に向けた「社長宣誓」をホームページで公開し、社外に向けてトップの責務を表明（6/15）</u>。宣誓の目的・趣旨についてグループ全体で共有し、浸透を図る。 ・「<u>電事連行動指針</u>」等の改正内容を「<u>コンプライアンス行動指針</u>」等に反映。グループ会社に対し、各社の行動指針等への反映を要請。<u>資材調達部門の行動指針にも反映し、取引先へ周知</u>。 ・<u>社外人から業務に関する不当な要求や脅迫を受け、悩んでいる場合に相談できる窓口を弁護士事務所に設置し、会社として対応する体制を整備（7月～）</u>。 ・今年度の<u>役員・従業員向けの研修等において、関電事案の内容を取り入れる</u>とともに、上記の取組みについて徹底を図る。 |
| 沖縄 | <ul style="list-style-type: none"> ・「<u>贈答・接待の取り扱いに関する規程</u>」の制定や、<u>工事発注・寄付金等の関連規程の改定を行い、社内周知を実施</u>。グループ企業に対しても、同様な対応を実施するよう依頼。 ・<u>内部通報制度の活用について改めて周知</u>。今後も、コンプライアンス意識の醸成・徹底に向けた取組みを推進するとともに、引き続き、<u>内部通報制度の適切な運営</u>に努める ・コンプライアンス上の<u>重大な問題が発生した場合は、社内規程等に基づき、対外的な公表や関係機関への報告を行う</u> |

| 会社名 | コンプライアンス徹底に向けた今後の計画の内容 |
|-----|---|
| 原電 | <ul style="list-style-type: none"> ・社外専門家から指導・助言を受ける体制の整備 ・コンプライアンス担当（執行役員クラス）等の等の新設（6/30付） ・社内の通報窓口に加え、社外に通報窓口を設置 ・コンプライアンスの専門家を講師に招き役員及び幹部社員に対する研修会を実施 ・金品の授受以外にも行動指針の対象を拡大し、行動指針の更なる充実を行う ・全従業員に対するコンプライアンス遵守に関するeラーニングを毎年継続して実施 |
| 電発 | <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進部会の開催（2回／年） ・全社コンプライアンス委員会（定例会）、コンプライアンス担当者連絡会、Jパワーグループコンプライアンス実務者会議の開催（2回／年） ・コンプライアンス推進月間(研修・講演会、社内誌特集、トップメッセージ発信、ポスター掲示等) ・役員現地コンプライアンス懇談会、コンプライアンス・アンケート、コンプライアンス推進活動実施状況の確認、eラーニング等の実施（下期） ・各種コンプライアンス研修、各機関独自のコンプライアンス研修、講演会等の実施（随時） |
| 原燃 | <ul style="list-style-type: none"> ・社外専門家のアドバイスを受けて策定した「贈答・接待に係る組織的な管理の仕組み（返却する仕組み、相談窓口設置等）」の適切な運用 ・電事連行動指針の見直し内容を踏まえた、社内ルールへの反映 ・経営計画の重点目標「コンプライアンスの徹底」に基づく活動の実施（コンプライアンス推進委員会、eラーニング、コンプライアンス・ディスカッション、メルマガ、アンケート、階層別研修） ・内部通報窓口「ダイレクトライン」の利用促進を図るための周知徹底（各種研修、メルマガ、ポスター、イントラ等） |